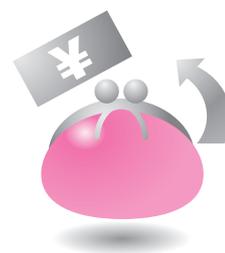


家計調査がはじまります

～世帯の収入や支出など「家計収支」を明らかにする調査です～

家計調査は、統計法で定められた統計調査で、昭和21年から全国で実施されている歴史のある調査で、全国168市町村、約9,000世帯を対象に実施されています。また、世帯の皆さんに6カ月間（単身世帯は3カ月間）家計簿等を記入してもらうことで、国民生活の実態を家計の面から明らかにすることを目的としています。

調査結果は、税金や年金・医療制度の改定、賃金の算定など、私たちの生活に関連する施策を検討する基礎資料として、国・地方公共団体や企業などで幅広く活用されています。



● 常陸大宮市で家計調査が実施されます

平成27年1月1日から常陸大宮市で家計調査を実施することとなりました。

11月から茨城県知事に任命された統計調査員が調査対象として指定された地区の世帯を訪問し、世帯名簿の作成のため、世帯主の氏名、職業、家族の人数等をお聞きしますので、調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力をお願いします。

※調査対象地区…上町・下町地区の一部、南町・栄町地区の一部

● 統計法に基づいて実施します

統計法では、調査を受ける方には調査票に記入して提出する義務（報告義務）を、調査を実施する関係者には調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務（守秘義務）を規定しています。

調査票に記入していただいた内容は、統計法に定められている利用目的以外に使用することはありません。

● 「かたり調査」にご注意ください

統計調査員を装った不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。調査員は必ず調査員証を身に付けています。

詳しくは【総務省統計局 家計調査ホームページ】をご覧ください。

<http://www.stat.go.jp/data/kakei/index.htm>

■問い合わせ■ 茨城県企画部統計課 物価家計グループ ☎029-301-2661
総務課 情報・統計グループ ☎52-1111（内線318）

